

新「新規化学物質環境管理登録弁法」が可決されました

岡山県上海事務所

中国生態環境部は、2020年4月29日に開催された生態環境部会議にて、新「新規化学物質環境管理登録弁法」※1(2020年版)(以下「新弁法」と称する)を可決し、2021年1月1日より施行することを公布しました。これに伴い、2010年1月19日に元環境保護部から公布された「新規化学物質環境管理弁法」(環境保護部令第7号)は廃止されます。

新規化学物質とは、まだ「中国現有化学物質」に記載されていない化学物質であり、中国では新規化学物質に対して、環境管理登録制度を実施しています。「新弁法」は、中国国内での新規化学物質の研究、生産、輸入及び加工作業での環境管理登録に適用されます。ただし、輸入後に税関特殊監督管理エリアで保管され、加工せずに中国から輸出される新規化学物質は除きます。

「新弁法」により、新規化学物質の環境管理登録は、常例登録、簡易登録及び、備案で構成されることが明らかになりました。新規化学物質の生産者または輸入者は、当該化学物質を生産・輸入する前に新規化学物質の環境管理常例登録証、または簡易登録証を取得するか、或いは新規化学物質環境管理備案を申請しなければなりません。「新弁法」に、常例登録証、簡易登録証及び、備案申請について詳細な要求が規定されています。また、新規化学物質の生産者、輸入者及び加工使用者に対しての責任、義務なども決められています。また、「新弁法」が実施されるに伴い、増補された化学物質を記載した「中国現有化学物質目録」※2(生態環境部公告2020年第27号)が公布されましたので、化学物質を扱う企業様はご参照ください。

新型コロナウイルス禍ではありますが、中国政府、生態環境部は予定されたとおり環境対策の厳格化、精緻化に向け続々と明確な基準を示し始めております。5月22日から全国人民代表大会(全人代)が開催されますが、その中でも環境対策は注目ポイントの1つとなります。製造業の企業様は十分にご注意ください。

※1「新化学物质环境管理登记办法」原文

http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-05/11/content_5510520.htm

※2「中国現有化学物質目録」(中国語)

<http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-05/11/5510522/files/71e08eca7ada436c9ad607c0e0cf6a38.pdf>